

令和5年度徳島県認知症介護基礎研修（e ラーニング）実施要領

1 研修の目的

認知症介護に携わる者が、認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようになりますことを目的とする。

2 実施主体

徳島県（社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター（以下、「センター」という。）が管理するe ラーニングを使用するものとする）

3 研修の対象者

介護保険施設・事業者等が当該事業を行う事業所において、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者等

4 研修内容

| 科目 | 内容 | 時間数 | 方法 |
|----------------|---|---------|------------------|
| 認知症の人の理解と対応の基本 | <ul style="list-style-type: none">・認知症の人を取り巻く現状・具体的なケアを提供するときの判断基準となる考え方・認知症の人を理解するために必要な基礎的知識・認知症ケアの基礎的技術に関する知識と実施上の留意点 | 150 分程度 | 自学習 (e ラーニング) |

5 経費

- (1) 受講料 一人3,000円
- (2) 受講申込み後、センターより請求されますので、センターに直接お支払いください。

6 受講の流れ

(1) 事業所登録

e ラーニングシステムトップページより、「事業所コード」の発行手続を行ってください。
(※本作業は受講者ではなく、事業所責任者が行ってください。)

(2) 受講申込

受講者は、自身の事業所より「事業所コード」を受け取り、e ラーニングシステムトップページより受講申込みを行ってください。

(3) 受講決定について

センターより受講者宛に受講者ID、申込確認通知、受講料支払方法の案内があります。
受講料入金後、受講者宛に受講許可通知が送信され、e ラーニング受講開始となります。

7 修了証書

通信科目をすべて受講し、確認テストを終了した受講生に対し、システム上から修了証書が発行されます。

※ 修了証書は、センター長名で発行されます。（徳島県知事名で発行する修了証書と同じく、徳島県認知症介護基礎研修を修了したことを証明するものです。）